○防衛省告示第八十三号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年五月八日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

期間　平成二十六年五月十五日から同年七月十六日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

区域　沖縄島南方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二七度三四分五三秒
(イ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二七度三四分五三秒
(ウ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二八度三九分五三秒
(エ)　北緯二五度〇四分四五秒　東経一二八度三九分五三秒
(オ)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二八度二九分五三秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十四号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年五月八日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

期間　平成二十六年五月十五日から同年七月十六日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

区域　日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(コ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(コ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒
(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度九分五一秒
(ウ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三二度二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(オ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(カ)　北緯三二度〇四分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒
(キ)　北緯三二度二五分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒
(ク)　北緯三二度三〇分四三秒　東経一三二度〇九分二一秒
(ケ)　北緯三二度〇〇分一三秒　東経一三二度三四分五一秒
(コ)　北緯三二度〇三分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十五号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年五月八日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

期間　平成二十六年五月十五日から同年七月十六日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

区域　五島列島南方海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒
(イ)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒
(ウ)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒
(エ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第二百六十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から代表者の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年五月八日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号
関東地方整備局長　1

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
一般財団法人茨城県建築センター

三(1)　代表者の氏名の変更

変更前	内藤　初男
変更後	野澤　謙次

(2)　変更年月日
平成二十六年四月一日

四(1)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更

変更前	内藤　初男
変更後	野澤　謙次

(2)　変更年月日
平成二十六年四月一日

五(1)　評価員の氏名の変更

変更前	内藤　初男、大津　利保
変更後	—

(2)　変更年月日
平成二十六年三月三十一日

○関東地方整備局告示第二百六十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年五月八日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号
関東地方整備局長　3

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
公益財団法人群馬県建設技術センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	日里早知子、福田　和明、横川　弘
変更後	—

(2)　変更年月日
平成二十六年三月三十一日